ロ　関係事業者としようとする他の株式会社の議決権保有割合が百分の四十に満たない事業者が事業再編を実施するに当たり、法第三十四条第一項の規定による特例措置を受けようとする場合

他の株式会社又は外国法人の議決権の総数に対する自己（その子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）及び子法人等（会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第三条第三項第一号に規定する子法人等をいう。）を含む。）の計算において所有している議決権の数の割合（以下「議決権保有割合」という。）が百分の四十に満たない事業者は、一の事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項に定める生産性の向上及び財務内容の健全性の向上に関する目標等の必要な要件に加え、法第三十四条第一項に規定する株式の発行及び自己株式の処分をしようとする事業者又はその子会社（法第三十四条第一項に規定する子会社をいう。）が、公開買付けの方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合（外国における公開買付けの方法に相当するものによる外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得により当該外国法人をその外国関係法人としようとする場合を含む。）において、事業者の議決権保有割合が百分の四十以上となるように、当該公開買付けにおいて金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の十三第四項第一号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付す場合に限り、法第三十四条第一項の規定による特例措置を受けることができる事業再編計画の認定（変更の認定を含む。）を受けることができるものとする。

ハ　事業再編に係る低利・長期資金調達を促進するに当たっての配慮

主務大臣は、認定事業再編事業者等に対して、適切かつ確実に低利・長期の資金が供給されるよう、他の主務大臣、公庫及び指定金融機関と密接に連携することとする。とりわけ、各年度に貸し付けられる資金の累計額が政府関係機関予算予算総則に記載されている額を上回り、必要な支援が実施できなくなることがないよう、経済産業大臣を中心に必要な調整を行うこととする。

ニ　主務大臣は、事業再編に係る低利・長期資金調達支援制度が、民間金融機関の機能を補完する範囲内で実施されるものであることを踏まえ、指定金融機関による貸付けが不適切に市場を歪めることがないよう、必要な指導・監督を行うものとする。

ホ　労働者の理解と協力

法第百三十五条第一項の労働者の理解と協力を得ることとは、当該事業再編又は特定事業再編に係る事業所における労働組合等と必要な合意を成立させること等協議により十分に話し合いを行うことにより、その雇用する労働者の理解と協力を得ることをいうものとする。

七　備考

イ　この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

ロ　この告示における各種目標等における項目の計算方法は、次のとおりとする。

⑴　本文一イの各項目の計算方法

(i)　有形固定資産回転率

$$有形固定資産回転率＝\frac{売上高}{有形固定資産の帳簿価額}$$

なお、本文三イ⑵の有形固定資産回転率も、同じ計算方法による。

(ii)　付加価値額

付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

なお、本文三イ⑶の付加価値額も、同じ計算方法による。

⑵　本文一ロ⑴の各項目の計算方法

(i)　有利子負債

有利子負債＝借入金＋社債＋リース債務

(ii)　運転資金

運転資金＝売上債権＋棚卸資産－仕入債務

ただし、上記計算において、売上債権中の回収不能額、棚卸資産中の不良在庫等は控除するものとする。

また、金融業、商社等においては、営業行為そのものである貸付債権及び投資債権（延滞債権及び返済猶予、利息減免等の条件変更債権並びに倒産事業者等への債権等の回収可能性の低い債権を除く。）を、売上債権に準ずるものとみなす。

(iii)　信用度の高い有価証券等

本文一ロ⑴中の「信用度の高い有価証券等」に該当する資産及びその評価額の計算方法は、次のとおりとする。

①　「信用度の高い有価証券等」に該当する資産

1　国債及び地方債
2　政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券）
3　特殊債（政府保証債を除く公庫等の特殊法人、独立行政法人及び政府出資のある会社の発行する債券）
4　金融債
5　格付機関による直近の格付符号が「ＢＢＢ」相当以上の債券を発行している会社の発行する全ての債券及び株式（日本国外において発行されているものを含む。）
6　証券取引所上場銘柄の事業債を発行している会社の発行する全ての事業債及び店頭基準気配銘柄に選定されている事業債
7　証券取引所上場株式及び店頭公開株式、並びに証券取引所上場会社の発行している非上場株式
8　外国証券取引所又は国内証券取引所の上場会社の発行する全ての株式及び上場債券発行会社の発行する全ての債券（日本国外において発行されているものを含む。）
9　外国又は国内のいずれかにおいて店頭気配銘柄に選定されている債券
10　日本国が加盟している条約に基づく国際機関、日本国と国交のある政府又はこれに準ずるもの（州政府等）及び地方公共団体の発行する債券
11　日本国と国交のある政府によって営業免許等を受けた金融機関の発行する株式及び債券
12　その他主務官庁がこれらに準ずるものとした資産

ただし、５から11までに該当する債券又は株式であっても、当該債券又は株式が日本国外で発行された場合においては、その国の経済状況、当該債券又は株式の発行会社の財務内容及び事業債の内容等について検討した結果、安全性に問題があると認められる場合（例えば、日本国外において発行された債券の発行地の政府が、当該債券についてデフォルトを行った場合等）は、「信用度の高い有価証券等」に該当する有価証券としない場合がある。

また、客観的・合理的な評価方法で時価を算出できない場合においては、「信用度の高い有価証券等」に該当する有価証券とはしないものとする。

②　評価額の計算方法

①１から12までに掲げた資産の評価額の計算方法は、次の１から５までに掲げる資産の種類ごとに、それぞれに定める方法とする。

1　国債　時価評価額に九十五パーセントを乗ずること。
2　政府保証債　時価評価額に九十パーセントを乗ずること。
3　株式　時価評価額に七十パーセントを乗ずること。
4　その他の債券　時価評価額に八十五パーセントを乗ずること。
5　①12に掲げる資産　主務官庁の判断する方法によること。